

| | |
|---------|---------|
| 時 期 | 復旧・復興段階 |
| 区 分 | 産業・雇用 |
| 分 野 | 農林水産業 |
| 検 証 項 目 | 農業施設等 |

| | |
|-----------|--|
| 根拠法令・事務区分 | 災害対策基本法、激甚災害法、農林水産業施設災害等復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 |
| 執 行 主 体 | 国、県（自治事務）、市町（自治事務） ただし、以下の行政行為は、第1号法定受託事務である。 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき行う、都道府県から国への災害報告及び国庫負担申請 |
| 財 源 | 自主財源 ただし、 ・農地の災害復旧事業費に対しては50%（沖縄県にあつては80%） ・農業用施設の復旧事業費に対しては65%（沖縄県にあつては80%） の国庫補助があり（農林水産業施設災害等復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）、激甚災害の指定を受けた場合は、補助率が嵩上げされる。 |
| 概 要 | 兵庫県においては、農家から要望のあつた約3,000haについて、平成7年度の水稲作付けが可能となるよう灌漑施設等の応急措置を実施した（約3,200haの作付けができるよう確保） 農林水産省は、農地や農業施設の早期復旧を図るため、農林水産業施設災害等復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の適用や、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく補助を行った。この結果、平成8年3月末までに、被災した施設の大半が復旧した。 |

| 阪神・淡路大震災における取組内容とその結果 | |
|-----------------------|--|
| 国 | <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>阪神・淡路大震災により甚大な被害を受けた農林漁業者、中小企業等に対し、農林漁業金融公庫（農林漁業施設資金、卸売市場近代化資金等の加工流通関係資金）及び中小企業金融公庫（災害復旧貸付）等の貸付利率を当初3年間3.0%（利子助成により実質2.5%）とし、農林漁業施設資金の主務大臣指定施設の貸付限度額を引き上げる特別措置を行うとともに、自作農維持資金、沿岸漁業経営安定資金等の経営維持、安定資金の円滑な融通を行った。また、関係機関に対し、既往借入制度資金の償還条件を緩和した。[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p203]</p> <p>農林水産省は、農地、農業用施設、林地及び漁港施設等の災害復旧のうち、緊急復旧を要するものについては、直ちに応急工事を指導した。また、農地、農業用施設、林地及び漁港施設の災害復旧事業等への補助、農林水産業共同利用施設災害復旧事業等への補助、農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助を実施した。[『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p183]</p> <p>農林水産省は、本災害が激甚災害に指定されたことにより、公共土木施設、農地、農業用施設及び農林水産業共同利用施設の災害復旧事業等に係る国庫負担率の嵩上げを行う特別措置を講じた。[『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p183]</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p> <p>農業施設等の災害復旧の状況 [『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p202-203]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地については、平成7年度から平成9年度において、22市町村で703箇所の復旧事業を行った。（事業費12億円、国費11億円） ・農業用施設については、平成7年度から平成9年度において、43市町村で1,689箇所の復旧事業を行った。（事業費169億円、国費158億円） ・農林水産共同利用施設については、平成7年度において、兵庫県経済連等の施設について50箇所の復旧事業を行った。（事業費16億円、国費15億円） |

- ・農業構造改善事業関連施設については、平成7年度において2市町で8施設の復旧事業を行った。(事業費0.2億円、国費0.1億円)
- ・これらの施設復旧事業費を含めた農林水産関連施設の復旧事業費については、下表のとおりである。
(単位：百万円)

| 事業 | 事業費 | 国費 | 実施年度 | | | |
|-----------------------------------|--------|--------|------|---|---|---|
| | | | 6 | 7 | 8 | 9 |
| 農地災害復旧事業(暫定法) | 1,172 | 1,127 | | | | |
| 農業用施設災害復旧事業(暫定法) | 16,567 | 16,396 | | | | |
| 海岸保全施設災害復旧事業(負担法) | 46 | 34 | | | | |
| 災害関連緊急地すべり対策事業 | 258 | 129 | | | | |
| 漁業用施設災害復旧事業(暫定法) | 674 | 519 | | | | |
| 漁港施設災害復旧事業(負担法) | 7,578 | 5,831 | | | | |
| 農林水産業共同利用施設災害復旧事業(暫定法) | 1,578 | 1,464 | | | | |
| 阪神・淡路大震災被災農業構造改善施設 改善施設改修・整備事業 | 22 | 11 | | | | |
| 卸売市場施設災害復旧事業 | 15,944 | 5,823 | | | | |
| 合計 | 43,839 | 31,334 | | | | |

注意：表中の(暫定法)は「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく災害復旧事業であり、(負担法)は「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づく災害復旧事業である。

県

阪神・淡路大震災に対して取った措置
被災した、ため池に農業用水を依存している水田が約5,000haあったことから、兵庫県は、市町及び関係農家と連携を図り、極力農家の意志を反映するよう復旧計画を策定した。市町及び農家からは、約3,000haにおいて水稲作付けのための農業用水を確保してほしいとの要望があった。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p137-138]
平成7年度の水稲作付けに必要な農業用水を確保するため、復旧工事の際に現地指導を行った。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p137-138]
4月1日以降、ため池復旧工事に関し、他府県の技術職員の応援を受けた。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県] ,p137-138
9月18日、被害の大きかった洲本土地改良事務所管内の農地復旧工事発注のために、県内の土地改良事務所職員の応援体制を整えた。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p137-138]

阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果
被災した約1,200箇所のため池のうち応急措置や早期工事の結果、平成7年度の作付までに、1,100箇所において貯水が可能となった。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県] ,p137-138
農家から要望のあった3,000haの作付けに対し、平成7年度の水稲作付けまでに、約3,200haを確保できた。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p137-138]
洲本土地改良事務所管内の農地復旧については、平成8年1月末現在、全体の98%に当たる2,331箇所において工事を発注した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p137-138]

市町

阪神・淡路大震災に対して取った措置
堤体が陥没したため池で湧水が生じて増水し危険な状態となっているとの報告があったため、東浦町の消防団は、ため池の排水作業を実施した。具体的には、土を盛り、ビニールシートを掛けて崩壊を防ぎ、パイプの配管により強制的に排水処理を行った。この作業により、決壊を免れ、二次災害を防いだ。[『阪神・淡路大震災誌』(財)日本消防協会]
淡路島北部では、谷地形の農地の上部に設置されているため池が多く、決壊すれば下流へ大被害を及ぼすことが懸念された。また、野島断層上にある北淡町の泉中池では湧水によりため池の水位が異常に上昇した。このため、決壊による二次災害防止のために堤体の開削を行った。[『大震災に学ぶ - 阪神・淡路大震災調査研究委員会報告書 - (第一巻・第2編)』(社)土木学会関西支部]

阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果

その他

阪神・淡路大震災に対して取った措置
阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み内容とその結果

国

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み

| | |
|--|---|
| | <p>土地改良事業設計指針の見直し等 [『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p305-306]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国営土地改良事業によって造成されたダム等について、緊急点検を実施し、安全性の確認等を行った。 ・土地改良施設の機能低下、破損に対する補修改良技術基準の整備を行うために、設計基準調査を実施した。 ・施設の重要度を考慮した耐震設計手法について、昭和59年に制定された土地改良事業設計指針の見直しを行った。 <p>○農林改良施設耐震対策事業の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震が発生した際に甚大な二次災害を引き起こすおそれのある土地改良施設を対象に、耐震点検及び耐震改修を実施する事業を平生16年度に創設。 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律(平成10年3月31日法律第22号)[『農業白書(平成10年)』農林水産省]、[『漁業白書(平成10年)』水産庁] ・農林水産業施設の災害復旧事業の効率的な実施を図るため、平成10年3月に農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律が改正された。主な改正点は、以下のとおり。 国の補助事業としての採択限度額を40万円に引き上げた。 1箇所工事とみなす範囲を150mに拡大した。(漁港施設については100mに拡大) <p>緊急時の農業水利施設の活用に資する施設の整備 [『農業白書(平成8年)』農林水産省]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省は、緊急時の農業水利施設の活用を図るため、都市周辺等の農業水利施設から、緊急時の消防用水、生活水の取水を可能とするための施設を整備した。 <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p> |
| 県 | <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 農林水産業施設の耐震化及び各種施設の整備 [『阪神・淡路震災復興計画後期5か年推進プログラム』兵庫県]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県においては、農林水産業施設の耐震化や肉用子牛育成牧場(神戸市西区)(平成8年)、花き高品質種苗供給センター(平成8年)、びわ大苗育成ハウス(平成8年)、園芸振興センター(宝塚市)(平成12年)など、農林水産業の施設整備を図った。 <p>ひょうご安心ブランド農産物認定制度 [『ひょうごみどり白書2002』兵庫県]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成13年12月に、ひょうご安心ブランド農産物認定制度を創設し、消費者が安心して購入できる県産食材のブランド化を進めている。 <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p> |
| 市 町 | <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p> |
| その他 | <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p> |
| これまでの各方面からの指摘事項 | |
| <p>点在していた小規模ため池の多くが地震直後の増水の後に水位低下状態となり、田植期の水源確保が困難で、少なくとも一部の農地では田植えが実施できない可能性が高い(農林水産省中国農業試験場 監修『都市型災害と農業・農村—阪神淡路大震災の食糧供給・農業への影響—』農林統計協会)</p> | |
| 課題の整理 | |
| 農業用施設の耐震化 | |
| 今後の考え方など | |
| <p>○平成16年度から実施する土地改良施設耐震対策事業により、大規模地震が発生した際に甚大な二次災害を引き起こすおそれのある土地改良施設を対象に、耐震点検や耐震改修を実施(農林水産省)</p> <p>○都市周辺等の農業水利施設から、緊急時の消防用水、生活水の取水を可能とするための施設を整備したため、引き続き緊急時の農業水利施設の活用を図っていく。(農林水産省)</p> <p>職員等の研修を行い、要員を確保し迅速に工事発注ができる体制を確立する。(神戸市)</p> | |